提出先	札幌市

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 4 年度)

(3)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処	過改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ☑ 変更なし		
賃金改善を行う 給与の種類	基本給 ✓ 手当(新設) 手当(既存の増額) 賞与 その他		
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) □ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し ▼ その他 (介護職員処遇改善支給取り扱いについてを定める) (賃金改善に関する規定内容) 		
具体的な取組内 容	給与規程(処遇改善手当) 第29条 介護職員に対する処遇改善手当は、その支給方法及び額は別に定める。		
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。		
	(上記取組の開始時期) 令和 24 年 4 月 (☑ 実施済 ☐ 予定)		
p 介護聯昌榮/k	特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) 🕡 変更なし		
口 介護概員等作	特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ② 変更なし		
経験・技能のあ る介護職員の考 え方	経験・技能のある介護職員の設定(特定処遇改善手当として支給) 「次のア、イを全てに該当する職員」 ア、当法人の在籍年数+前歴カウントした年数が合計10年以上である介護職員 イ、介護職役職の主任・副主任・リーダー(毎年固定されているリーダー)及びサービス提供責任者(上記に準ずる場合)である介護職員		
賃金改善を行う	✓ (A)経験・技能のある介護職員✓ (B)他の介護職員✓ (C)その他の職種		
職員の範囲	((A)にチェック(✔)がない場合その理由)		
賃金改善を行う 給与の種類	□ 基本給 ☑ ^{手当 (新} 設) □ ^{手当 (既存の増額)} □ ^{賞与} □ ^{その他}		
	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) □ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他 (介護職員等特定処遇改善の取扱についてを定める) (賃金改善に関する規定内容)		
具体的な取組内 容	特定処遇改善加算の手当を新設して「経験・技能のある介護職員」、「他の介護職員」、「その他の職員」に手当の支給を行う。 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。		
	資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。		
	(上記取組の開始時期)		
ハ 各介護サー	-ビス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善		
	(1)④ ii)(エ)又は(2)⑥ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載		
独自の賃金改 善の具体的な取 組内容	特定加算の支給対象外者に常勤換算1に対して月額5,000円を手当として支給		
独自の賃金改 善額の算定根 拠	常勤換算数1に対して5,000円支給		

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。

ν.		1110	(1) 1 0 0 0 1 (1)	-//	(V) D(Z Z Y Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z			
++	リア	パス要件	I 次のイからハまでの	すべ	ての基準を満たす。	加算 I・Ⅱ の場合は必ず「該当」	▼該当	非該当
	1	介護職員	員の任用における職位、耳	銭責フ	又は職務内容等の要件を定めてい			
	П	イに掲げ	る職位、職責又は職務内	內容等	等に応じた賃金体系を定めている。			
ハ イ、口について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。								
_					att. S. S.		V	
++	・リア	アパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。 				加算 I・Ⅱの場合は必ず「該当」	✓ 該当	□ 非該当
	イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、							定し、研修の実施
					資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること			
		イの実現の内容	のための具体的な取組		0			
		*****	る項目にチェック(✔)し 具体的な内容を記載)		資格取得のための支援の実施	新 ※当該取組の内容についてT	これに記載するこ	ام
		/- L (,	会体的な自分を記載/		貝竹以付"///2"//文版"/大师	图 公司欧联祖·//]存化 70·()	比に比較するこ	_
					2			
					資格取得補助制度、勤務の調整、	費用の援助(交通費・受講料等)		
				\checkmark				
	П	イについ	て、全ての介護職員に周	知し	ている。			
++	リア	パス要件	Ⅲ 次のイとロ両方の	ま準を	を満たす。	加算【の場合は必ず「該当」	☑ 該当	□ 非該当
	1	介護職員	について、経験若しくは	資格	等に応じて昇給する仕組み又は一	一定の基準に基づき定期に昇給を	判定する仕組	みを設けている。
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(ノ)すること。)		7	☑ 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。				
			の全てにチェック(✔)するこ	V	② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。			
					一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給 条件が明文化されていることを要する。			
	П	イについ	て、全ての介護職員に周	知し	ている。			
	件Ⅱ		加算 I を算定する) 場合、昇		る仕組みを具体的に記載している就業	規則等について、指定権者からの求め	があった場合に	は速やかに提出でき
4	職	場環境等	等要件について<共	通>			(h) .)=== h/	八
					※則年度に提出した計画書の	記載内容から変更がない場合は「変更	なし」にナエック(▶ 2 変更なし
届出	に係		明間中に実施する事項につい と重複する事項を記載しない		全体で <u>必ず1つ以上</u> にチェック(ノ)する ,)	ること。(ただし、記載するに当たっては	、選択したキャリフ	アパスに関する要件で
届出けた	支援	る計画の身 」、「両立す	「援・多様な働き方の推進」、	「腰痛	必ず全てにチェック(✔)すること。 複数 「を含む心身の健康管理」、「生産性向」 加算とで、別の取組を行うことは要しない	上のための業務改善の取組」、「やりが		
	×	公分						
	P	-24	✓ 法人や事業所の経営	里念々	Pケア方針・人材育成方針、その実現の			
入職促進 た取組		進に向け	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築					
			他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築					
✓ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施✓ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得				5年1 トミレートェ耂	に対する咳咳咽			
資金	重の!	■ 関きなから介護権化工収得を目指す者に対する美務者研修支訴支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようどする者に対す 引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等						に刈りる略級収
キャリアアップに向けた支援		アップに			別度と人事考課との連動	- Little Ver		
		又仮			メンタル面のサポート等をする担当者) ア面談など、キャリアアップ等に関する定			
			下下は、旧コ日金による	ハイソ	/ 四吹なこ、コゴン/ / ツノ 守に関りる止	79.14 いよ7日吹(^/1双云 ^/1唯1不		

両立支援・多様 な働き方の推進 ▼ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への整備 ▼ 有給休暇が取得しやすい環境の整備 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	の転換の制度等					
▼ 有総体暇が取得しやすい環境の整備 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実						
↑ 対護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰	要痛対策の実施					
腰痛を含む心身 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施						
の健康管理 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施					
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備						
ダブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減						
生産性向上のた めの業務改善の る役割分担の明確化	務の提供)等によ					
取組 SS活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備						
✓ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減						
✓ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	炎善					
やりがい・働きが 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施						
いの醸成 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供						
✓ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供						
5 見える化要件について < 特定加算 > ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチ	<i>エック</i> (√)					
実施している周知方法について、チェック(✔)すること。	□ 変更なし					
ホームページ 🗸 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / 🗌 掲載予定						
への掲載 ✓ 自社のホームページに掲載 / □ 掲載予定						
その他の方法 🗸 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 🗌 掲載予定						
による掲示等						

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

	確認項目	証明する資料の例
✓	加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
✓	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
V	加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
✓	キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
>	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料 申告書
✓	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

[※] 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに	. 記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約しま
す。	

 令和
 4
 年
 4
 月
 13
 日
 法人名
 社会福祉法人札幌光陽会

 代表者
 職名
 理事長
 氏名
 中駄芳弘

[※] 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。